

## 第2次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

- 意見募集期間 平成30年1月22日(月)～平成30年2月20日(火)
- 意見の総数 118件、提案者 20(個人・団体含む)
- 項目別意見数の内訳

基本方向	4件
小・中学校における特別支援教育の充実	35件
高校における特別支援教育の充実	3件
特別支援学校における教育の充実	45件
地域連携・就学相談	26件
その他	5件

No	ページ	該当箇所	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	1	計画の位置づけ	特別支援教育推進計画が10年後を見据えての計画とされており、共に共生する社会というけれども、どのような社会が共生している社会なのか、理想の社会はどのような社会なのかが見えてこない。個々の理想・施策は正しいことをやろうとしているけれども、それは障がい者の声、学校の声、家族・保護者の声、データから判断されるものであると思う。現在、過去の課題を解決していくための取り組みも必要だが、理想・将来があつての取り組みとは大きく違ってくるのではないだろうか。今後10年で大きく変わることもあるはずで、理想を具現化していく必要がある。	障がいのない子も含めたすべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、持てる力を最大限に発揮し、共に学び合う、インクルーシブな教育を目指しており、このことが共生社会につながると考えています。御意見の趣旨は、「基本方向」に記載しており、施策を進める中で御意見の趣旨を生かしていきたいと考えます。
2	2	基本方向	「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」という基本方向について、特別支援教育を障害児の教育に限定せず、「すべての子ども」を対象としたことを評価したいと思います。しかし、障害者権利条約やインクルーシブ教育を初めて規定した「サラマンカ宣言」にあるように、障害児をはじめ、ストリート・チルドレンや労働している子どもたち、人里離れた地域の子どもたち、言語的・民族的・文化的マイノリティーの子どもたちなどの教育保障についても検討すべきではないでしょうか。	御意見の趣旨は、「基本方向」に記載しております。障がいのあるなしにかかわらず、「すべての子どもたち」にとって必要な教育としてとらえ、多様な他者を理解し、多様な者どうしがつながり合う力を育成することは、人権感覚を養い、共生社会の形成につながると考えます。
3	2	基本方向	共に学ぶことが目的ではない、共に存在を理解すること、できれば、互いに尊敬しあえる存在であることを認識できる考える場面であることが必要なんだろうと思う、大きい小さいはあれども世の中の役割を担っている存在として関わりあつていくことが必要と考える。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。

4	2	基本方向		<p>インクルーシブな教育で概念図を書いているが、共生社会の概念図はどのような状態なのか？そこが整理されていないと、取り組みが決まてこないと思う。障がいの個性は違っていても共生社会という枠組みは変わらない。発達障がい、肢体不自由、重度の障がい・・・どのレベルの人がどのように共生しているかの将来像があるほうが、施策としての取り組みも的を得た取り組みができると思う。障がいの有る人たちは、どこで何をしているのか？そこに普通の人たちとの接点がないと共生にはならない。</p>	<p>共生社会のあり方については、本計画案に具体的な姿をお示しすることは困難ですが、重要なご指摘と認識しておりますので、障がいのある子どもの自立と社会参加に向け、知事部局とも連携し引き続き検討してまいります。</p>
5	5	小・中学校	通常学級の充実	<p>インクルーシブな教育を実現するためには、障害のある子どもや「特別支援学級」の категорияで考えるだけでは不十分で、教育制度全体を見渡した制度設計や教育条件整備が必要です。多様な児童生徒へきめ細やかな指導・支援を行うことができるように、教職員定数の改善や学級定員のさらなる引き下げを県独自で行うとともに、国に対しても改善を働きかけてほしいです。また、「全国学力・学習状況調査」に象徴的な点数学力を競うような教育ではなく、多様な児童生徒が力を発揮できるような教育の在り方について、現場の実態をもとにさらに議論をしていく必要があると考えます。</p>	<p>御意見をいただきました事項は、教育制度全般についての御意見であり、本計画案への反映は困難ですが、教職員定数については国に要望するなど、引き続き教育環境の充実に努めてまいります。</p>
6	5	小・中学校	通常学級の充実	<p>制度上、発達障害の指導は、通常の小中学校で行うことになっています。特別支援学校の教員は発達障害の専門性、実践経験が豊富なわけではありません。(現状では、「よりました」ですが)本来は、専門性並びに教育実践力のある教員を小中学校に配置、養成していくべきです。 また、県計画案では、小中学校、特別支援学校、高校の全てにおいて「教員養成」「同採用」の在り方についての課題が抜け落ちています。本質にかかわる課題ですので十分に検討し、項を起こして計画に加えてください。</p>	<p>本計画案では特別支援教育に関する高い資質・能力を有する教員の育成を位置づけておりますので、そのための方策については御意見を参考にしながら、今後検討してまいります。</p>
7	5	小・中学校	通常学級の充実	<p>通常学級で多様な児童生徒が力を発揮できるようにするためには、学級の人数が多すぎます。長野県として、「信州こまやか教育プラン」として中3までの国よりも手厚く学級定員の引き下げをさせていただいているのは承知していますが、一人ひとりのニーズに応じた教育を行うためには、さらに学級定員の引き下げや複数担任制の導入などを行わなければ、現在の長時間・過密労働状態にある学級担任にとって、過重の負担になり、実現は困難であると考えます。</p>	<p>定員の引き下げや複数担任の配置は困難ですが、すべての子どもが持てる力を十分発揮できるように、御意見を参考に、必要な施策に取り組んでまいります。</p>
8	5	小・中学校	通常学級の充実	<p>信州型ユニバーサルデザインについて、どのように進めていくかが具体的ではありませんが、検討チームを作る、事例を紹介するなどでしょうか。例えば、マスのあるノートに漢字を書いて埋めていくなどの宿題は、発達障害の専門家からもよく批判されていますが、そういう今までよしとされてきた授業・宿題、訓練型の学習など具体的にやめていくべきこと、すすめていくべきことを教育委員会が示し、教員や保護者に理解してもらうように意思表示しないと、今までのやり方を変えることは難しいと思います。信州型ユニバーサルデザインの早期具体化とわかりやすいパンフレット等による配布を希望します。</p>	<p>「信州型ユニバーサルデザイン」を早期に具体化し、リーフレットの作成を予定しております。すべての子どもがわかる・できるための授業づくりや環境づくりのための基盤となる内容を各学校で大事にしている学習環境、学習規律、単元や題材のまとめ、学習活動、子どものかかわり等の観点から具体化し、リーフレットにまとめます。校内研修や指導主事の学校訪問における活用などを通して、広く周知してまいります。</p>

9	5	小・中学校	通常学級の充実	「信州型ユニバーサルデザイン」にかかわっては、そもそもの教える内容について、中身は問わずにわかりやすく伝えればよいということではないはず。特に全国学力テストが始まって以降、学ぶ「過程」よりも「結果」が重視され、競争的な状況が広がっており、学習についていけず、疎外感や劣等感を感じている児童生徒が増えていることを現場の実感として感じています。そのことが特別支援教育対象者の増加の背景の一因であると私たちは考えています。国連が再三にわたり「教育制度の過度に競争的な性格」が「子どもの肉体的および精神的な健康に否定的な影響を及ぼし、子どもの最大限可能なまでに発達することを妨げている」と懸念を表明しているように、全国学力テストからの離脱など過度に競争的な状況の改善などの具体的な方策を講じることが重要と考えます。	すべての子どもが持てる力を発揮できるように、御意見を参考に「信州型ユニバーサルデザイン」による授業実践に取り組んでまいります。
10	5	小・中学校	通常学級の充実	マネジメントリーダーの配置基準の記載がないかと思いますが、後半のほうにも何度か登場し、重要な役割かと思えます。例えば特別支援教育士の資格を取得しているとか資格要件が必要かと思えます。実際の仕事として指導方法の助言をするアドバイザーとネットワークを結ぶコーディネーターと、理念に沿って管理するマネージャーの3つの役割があり、どのような方が担うのか想像が付きません。地域や医療とのネットワークを結ぶことについてはマネジメントリーダーという新たな役割を置くよりも県各部署で集まって検討し、必要によっては組織の見直しが必要ではないかと思えます。	マネジメントリーダーにつきましては、学校が多様性を包みこむ学びの場となるため、また、通常の学級における授業の充実のために、御意見を踏まえ、今後具体化に向けて検討してまいります。
11	5	小・中学校	通常学級の充実	・現場では特別支援教育コーディネーターの専任化を求める声が多く、すべての学校に配置され、校内の特別支援教育を取り仕切るとともに、医療や福祉などの外部機関との連携も期待されています。特別支援教育コーディネーターの専任配置を行う必要があります。「マネジメントリーダー」の配置の記述がありますが、具体的な職務内容についてはわかりません。「マネジメントリーダー」を配置するのであれば、専任特別支援教育コーディネーターのような役割を担えるようにする必要があります。	特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。厳しい財政状況下であり、専任のコーディネーターの配置は直ちには困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。御意見を踏まえ、マネジメントリーダーがより機能してための体制について検討します。
12	5	小・中学校	通常学級の充実	「個別の指導計画」等の作成にあたっては、特別支援学校の教員の助言や援助も活用できるかもしれませんが、まずは普段から対象の児童生徒の実態把握をすることのできる特別支援教育コーディネーターの役割が重要です。表面的な課題の改善ではなく、対象児童生徒の内面や背景をしっかりと捉えた指導・支援の計画とするためには、特別支援教育コーディネーターを専任で配置し、対象児童生徒の実態把握や担任・保護者・外部機関との連携が十分に行えるようにする必要があります。また、今日、教職員の「働き方」が社会的な注目を集めていますが、多忙な学校現場で過度な負担なく計画を作成できるように、要点を端的に記述できるような形式の研究も必要です。	特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。厳しい財政状況下であり、専任のコーディネーターの配置は直ちには困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。個別の指導計画等の様式については、事業を進める中で御意見の趣旨を生かしていきたいと考えています。

13	5	小・中学校	特別支援教育支援員	<p>現行の支援員の専門性を高めることには賛成ですが、そもそも処遇面でも身分的にも不十分な支援員に高い専門性を求めること自体に疑義があります。本来は、正規の教員が指導に当たるべきです。(当面、支援員の処遇改善を進めながら…)</p> <p>特別支援学級については当面、法制度を遵守して、「障害種ごとに」「一人でもいれば開設」し、学校規模・学級数通りの教職員配置を整備すれば、通常学校全体の指導体制は飛躍的に充実されることと思います。併せて、今後の課題として特別支援学級の実態に応じた定員の引き下げ、通常学級の少人数化、複数担任化(教科等の専門性を分担できることを含め)の検討が必要です。</p>	<p>特別支援学級の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上、8名以下を原則としています。各学校の状況によっては弾力的に運用しているところですが、学級定員(8名)の引き下げについては国の定数改善が必要であり、現状では引き下げは困難です。国には教員の定数改善に関わり、特別支援教育の充実について要望しているところですが、特別支援学校のセンター的機能の活用や、校内支援体制の充実により、特別支援教育支援員や特別支援学級での支援を支える仕組みを構築します。</p>
14	5	小・中学校	特別支援教育支援員	<p>(2) 特別支援教育支援員の効果的活用支援</p> <p>・現場の実態は、「支援員がいなければ学校が回らない」という声が多く寄せられ、支援員が特別支援のみならず、学校全体のフォローをしている状態です。また、パートタイムでの就労であるために打合せの時間も保障されず、「教員免許を必要しない」としながらも実質的には、高度な専門性が求められ、教員とほぼ変わらない仕事をしているのが実態です。資料にあるように、そもそも「6.5%の在籍率」としているにも関わらず、正規に教員を配置せずに、「支援員」という安上がりな形で乗り切ろうとする方向性は誤りだったと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>また、市町村ごとに配置や待遇が大きな差があり、教育の機会均等の点からも問題がある制度です。支援員制度はこのままいけば、必ず制度の崩壊を招くと考えます。当面は、その職務の専門性を認め、専門家としての待遇の改善と打ち合わせ等の時間の保障をするべきです。さらに、支援員ではなく、教員を配置するよう国にはたらきかけたり、県独自でも検討したりするべきと考えます。</p>	<p>特別支援教育支援員が多くの小・中学校に配置されている現実を踏まえ、特別支援教育支援員と学級担任が連携する等、発達障がい等があり支援が必要な児童生徒に対して効果的に支援できるよう、市町村教育委員会を支援していきます。</p>
15	6	小・中学校	交流及び共同学習	<p>例えば、養護学校で作った作品を交流校の廊下に展示して特別クラス以外の生徒にも見てもらう。誰でも、素晴らしいものを展示できる訳ではないが、絵や書、詩などいいねと感ぜられる作品を作れる生徒はいます。無理して話すというストレスよりも、あなたの作品がいいねと言ってもらえることでも、交流になるのではないだろうか。</p>	<p>御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。</p>
16	6	小・中学校	連続性のある多様な学びの場の整備	<p>高校再編についての議論が、長野県内全域で検討が行われています。高校での、特別支援学級及び通級の整備を含め、教室の確保の為に高校再編との連携(高校教育課との連携)を密にして頂き、連絡調整を確実にお願いします。空き教室の利用、施設の分教室としての利活用が可能になると考えます。</p>	<p>御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。</p>

17	7	小・中学校	通級指導教室	LD等通級指導教室の拡充については、小・中学校現場また必要とされるお子様を養っておられる保護者のみなさまからの要望が非常に多いです。必要とする児童生徒が利用できるよう計画的に拡充を進めていただきたいと思います。また、言語障害の通級指導教室についても、利用人数に合わせて拡充をお願いします。とりわけ、複数配置で多様な教育的ニーズに応えることが求められています。	今後も、通級指導担当教員の基礎定数化を踏まえ、本県全域のバランスを見ながら必要なLD等通級指導教室等の計画的な設置を検討してまいります。
18	7	小・中学校	通級指導教室	LD等通級指導教室については、小学校だけでなくそのまま中学校でも引き続き指導を希望する児童も増えているので、ぜひとも拡充をお願いします。	
19	7	小・中学校	通級指導教室	LD等通級指導教室の拡充については、本計画案にもあるとおり、必要とする児童生徒が利用できるよう計画的に拡充をすすめていただきたいと思います。一方、言語障害の通級指導教室(ことばの教室)については記述されていませんので、加筆する必要があると考えます。ことばの教室についても、すべての児童生徒が利用できるように、必要に応じて拡充等を行う必要があります。	
20	7	小・中学校	通級指導教室	・言語障害通級指導教室(ことばの教室)についても、必要性が高いので、併せて拡充の方向をお願いします。 ・通級指導教室について、やはり全ての学校に設置されることが理想ですが、当面は、拠点校に複数で担当者を配置し、専門性を育むとともに、「巡回指導」「サテライト型指導」などを行って、できるだけ生活に近い場での学習保障を行うべきと考えるので方向性について賛成します。	
21	7	小・中学校	特別支援学級	「在籍する児童生徒の状態は多様」とありますが、まさに一対一の対応が常時求められるほどの状況で、定員いっぱいの8名の児童生徒を抱える学級の困難は限界状態です。研修の充実だけでなく、学級定員引き下げが必要と考えます。学級定員の引き下げ、せめて見直しについて記述していただきたい。	特別支援学級の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上、8名以下を原則としています。各学校の状況によって弾力的に運用しているところ。学級定員(8名)の引き下げについては国の定数改善が必要であり、現状では引き下げは困難であります。国には教員の定数改善に関わり、特別支援教育の充実について要望しているところ。
22	7	小・中学校	特別支援学級	現場では年々「定員の引き下げ」を求める声が強くなっています。「特別支援教育」や「インクルーシブ教育」の考え方の広がりにより、「遠くの特別支援学校ではなく、地域の学校に」という流れが強まり、「学校判定」のお子さんが小中学校に多く在籍しています。また国が認定就学者制度から「認定特別支援学校就学者制度」へと制度を転換したこともあり、もはや障害児学級と障害児学校の法的にも実態も垣根がほとんどなくなってきたといえます。それにも関わらず、障害児学級の定員は四半世紀以上「8名」に据え置かれたままです。長野県では全国に先駆けて通常学級の少人数化を進め、中学3年生まで国を上回る手厚い措置がされています。重度加配も県教委独自に行っている例もありますが、ごくわずかで。早急に障害児学級の8名から6名への定員引き下げを行い、きめ細やかな支援指導が行える体制を整えるべきです。当面は、7・8名学級には加配教員をつけるなどの措置を行うべきと考えます。	
23	7	小・中学校	特別支援学級	特別支援学級に在籍する児童生徒の障害の状況や発達段階はますます多様になり、現行の学級定員8名では一人ひとりに合った支援を行うことが困難になってきています。通常の学級と同様に特別支援学級も県独自に定員を引き下げる必要があります。また、「個の教育的ニーズに応じた特別な支援の充実」という観点から県独自で定めている3名という学級開設基準は見直し、障害種別に1名でも学級開設を認めていく必要があると考えます。	

24	7	小・中学校	特別支援学級	特別支援学級について、それぞれの障害に応じて「知的障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」「弱視」「難聴」「言語障害」「自閉症・情緒障害」の学級がそれぞれ、当該校に1名でもいれば設置できるはずですが、長野県は「3名揃わなければ学級設置できない」と独自の基準を設けており、これは専門性の高い教育を保障するという点から見て、著しく合理的配慮を欠く状態であると考えます。「3名」の根拠についても「社会性が育たない」という理由を県教委から伺ったことありますが、運用でクリアできることであり、理由にはなりません。「在籍する児童生徒の障がいの状態が多様であることを踏まえる」ならば、当該校に1名でも対象の児童生徒がいるならば、障害種別に専門の教員を配置することが最低限必要ではないでしょうか。	特別支援学級の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上、8名以下を原則としています。各学校の実態によって弾力的に運用しているところです。学級定員(8名)の引き下げについては国の定数改善が必要であり、現状では引き下げは困難であります。国には教員の定数改善に関わり、特別支援教育の充実について要望しているところです。
25	7	小・中学校	特別支援学級	特別支援学級の開設基準について、1名でも対象児童生徒がいる場合に学級開設を認めていただきたい。特に小規模校では教員数が少ないため、対象児童生徒への対応が十分できなかつたり、校内の運営に支障がでます。	
26	7	小・中学校	特別支援学級	特別支援学級の担任は、特別支援学校とはまた違った独特な専門性が求められます。研修の充実の方向性は支持しますが、特別支援学校免許状を保有することだけでよいでしょうか。	特別支援学級の専門性の向上のため、大学との連携を含め、研修内容の充実を図るとともに、特別支援学校のセンター的機能や外部専門家との連携を図ります。また、学校長のリーダーシップのもと、学校全体がチームとして支援できるような体制づくりを強化します。
27	7	小・中学校	特別支援学級	特別支援教育の専門性を高めるために、特別支援学校教諭免許状の保有率向上を目指していますが、特別支援学校教諭免許状の領域は、知・肢・病・視覚・聴覚であり、発達障害等のある児童生徒への対応について考えると、必ずしも「特別支援学校教諭免許状＝専門性」とは言い切れないように感じます。また、特別支援学級を担任する際に特別支援学校教諭免許状を所有することについては、法令上の規定もありません。特別支援学校教諭免許状を所有していることが望ましいとは思いますが、根本的には大学等における小・中学校教員養成課程を見直し、障害のある児童生徒をはじめ、特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育の専門性をさらに高めていく必要があると考えます。	
28	7	小・中学校	特別支援学級	普通小学校支援級判定が出て地元の小学校に上がっても小学校の支援級を受け持つ先生の知識不足を感じる。障害を持った子の言動に対しての知識不足からくる対応の不十分さ、間違った対応により問題の長期化などがある。定期的に支援級を受け持つ先生方への教育をしっかりと行って欲しい。そして学校全体の支援級に対する理解や対応も外からしっかりと評価する必要があるのではないかと。	

29	8	小・中学校	チーム支援体制	現在、特別支援教育コーディネーターには、特別支援学級の担任が指名されているケースが多いのですが、両立していくのは非常に困難です。通常の学級に支援の必要な児童生徒がいても自分の学級を空けて見に行くことは難しく、逆に校内の支援の必要な児童生徒に丁寧に対応していると自分の学級の授業準備や学級づくりに時間が取れないといった葛藤を抱えながら業務にあたっています。「学校解決力」を高めるためには、校内のキーパーソンとして、特別支援教育コーディネーターを専任で配置する必要があると考えます。本計画(案)で示されている「マネジメントリーダー」については具体的な役割等が明確にされていませんが、専任の特別支援教育コーディネーターのような、特別支援教育における校内のキーパーソンとしての役割を担えるようにしてください。	特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。厳しい財政状況下であり、専任のコーディネーターの配置は直ちには困難です。子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。本計画案への反映は困難であると考えます。また、御意見を踏まえ、マネジメントリーダーがより機能していくための体制について検討します。
30	8	小・中学校	チーム支援体制	各校で最も望まれているのは、専門性の高いコーディネーターの専任化です。加えてください。	
31	9	小・中学校	チーム支援体制	「マネジメントリーダー」について、本年度は予算措置が見送られたようだが、役割が明確にされていない。「学校と関係機関との連携や学校のチームとしての課題解決力の向上」ということが書かれていたが、これは現状では「特別支援教育コーディネーター」の役割だと思われる。1月18日に行われた総合教育会議の席上で、教育長は「誰かがやるのではなく、全員ができることが必要」という趣旨の発言をしていた。困難な中、現状で果たしている「特コ」の役割を理解していないとしか思えない発言だった。「特コ」は重要であり、「チーム」の中心にもなっている。教育委員会として、まず「特コ」の重要性を正しく認識すべき。必要な人を配置するための予算を大胆に確保し、重要な役割を果たしている「特コ」を専任化していく方針を明記すべきだと考える。	
32	9	小・中学校	チーム支援体制	「マネジメントリーダー」の配置については、専任特別支援教育コーディネーターの役割を果たせるようにする必要があります。	
33	8	小・中学校	チーム支援体制	各校の特別支援教育コーディネーターは、特別支援学級を担任している場合は多いので、学校全体の様子を把握するために専任にしていただけるとありがたいです。	
34	8	小・中学校	チーム支援体制	「学校解決力」を高めるためには、校内に専任の特別支援教育コーディネーターを配置することが絶対に欠かせません。「マネジメントリーダー」が、必要とされるお子さんがおられるすべての小中学校で、専任コーディネーターのような役割を担えるようにしてください。	
35	8	小・中学校	チーム支援体制	特別支援教育コーディネーターの現状がたいへんよく把握されている。特別支援教育コーディネーターは“兼務”でなく“基礎定数化による専任者配置”として改善を図るべきである。	

36	8	小・中学校	チーム支援体制	知的障がいを持つ子どもの母親です。学校全体で取り組む対策の強化をお願いしたいです。特別支援学級に在籍している児童のことは、支援級担任に任せてしまっている教員がいます。トラブルが目の前で起こっていても、〇〇先生に言いなさい、と自ら関わることを拒否する、あり得ないことでした。そのような事態に陥らないためには、全ての教員に対する特別支援教育経験が必要だと考えます。また、特別支援教育に関わる教員の資質向上を求めます。特別な支援を要する子どもに関わる教員は高い能力が求められると考えます。	御意見の趣旨は、「Ⅰ－3学校全体がチームで支援していくための体制づくり」に記載しておりますが、すべての学校、学級において、多様な子どもたちが互いに認め合い、持てる力を十分発揮し、集団の中で安心して学ぶことができるよう、すべての教員の特別支援教育に係る理解と支援力の向上を図るとともに、校内体制の整備に引き続き取り組みます。
37	7	小・中学校	医療的ケア	医療的ケアの必要な児童生徒にとっては、何より安心して学ぶことができる環境づくりが必要です。看護師の配置をすすめるとともに、専門的な支援を充実するために教員を加配するなどの対応が必要です。	小・中学校における医療的ケアを必要とする児童生徒への支援を充実させるよう、特別支援学校のセンター的機能の活用とともに、県から市町村への情報提供等の支援を強化します。
38	7	小・中学校	医療的ケア	・医療的ケアを必要とする児童生徒の専門的支援の充実について、「特別支援学校の自立活動担当教員等による巡回相談支援」とありますが、日常的な支援や緊急時の対応などの点から、実質的にはほとんど機能しないと考えます。専門の教員や看護師を当該校に配置することこそが重要ではないでしょうか。	
39	7	小・中学校	医療的ケア	医療的ケアを必要とする児童生徒については、「看護師配置」や「医療・福祉機関との連携」を課題として加えてください。	御意見の趣旨を踏まえ、現状と課題に追加します。
40	10	高校	特別支援教育の専門性の向上	高等学校における特別支援教育の進展に大きな期待を寄せています。そのためには、必要性の高い学校から、コーディネーターの専任化、特別支援教育担当教員の複数配置を早急に整備することが必要です。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
41	12	高校	高校入学者選抜における合理的配慮	私の息子はLDの書字障害の診断が出ています。学校では算数と国語は個別対応してもらっています。タブレットを使用したり、口頭で答えて先生が代筆したり工夫してもらっています。中学でも引き続き支援が受けれるので心配はないのですが、高校入試の時に現時点では発達障害児に対して特別な配慮はないと先生から聞きました。書字障害なので、書く事(漢字を書く)に少し困難があるので、個室で受けられるのか、試験時間が延長されるのか、タブレットで試験が可能なのかなど知りたいです。また、高校によって受験は変わるのか等、高校受験に不安があります。高校に入れなければ将来の希望がもてません。書く事が苦手ですが、それ以外に困ったことはありません。受験に対しての具体的な施策をお願いします。	御意見の趣旨は、「Ⅱ－2－(1)中学校から高校に進学する支援を必要とする生徒の情報を支援の確実な引継ぎ」に記載しており、御意見をいただきました点につきましては、今後、研究を進めていく中で参考にさせていただきます。
42	13	高校	関係機関との連携	3(1)の最後に“進路先への支援情報の引き継ぎを促進します。”とあるが、障害を持った方のクローズ入社で、困っている企業が増えてきている。学校側は、最悪のケースも含めて、事前に情報を出し、どのように配慮すれば支障なく働けるかを確実に引き継ぐようにしてほしい。企業も少しずつ障害者を受け入れようとして下っているが、情報の引き継ぎがなされないと、「もう、障害者は雇いたくない」となってしまうため。	御意見の趣旨は、「Ⅱ－3－(1)卒業後を見据えた進路先や外部機関との連携の強化」に記載しております。なお、御意見をいただきました点につきましては、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。



43	14	特別支援学校		生徒の生活環境は時代とともに変化しており、片親家庭や両親共働きがより一般的になっている今、特別支援学校に入学した場合、普通小中学校に比べての登校受け入れ時間の遅さと下校時間の早さ、休暇の多さ、学童にあたるものがないことなどが家庭の大きな負担になっています。放課後については放課後等デイサービスが増えてきていますが、朝の登校時間については何も改善策がありません。こちらは福祉だけでは限界があり、学校側の協力が不可欠です。学校の受け入れ時間を早め、(たとえば8時から生徒たちを受け入れ)、その間預かり用の部屋で支援員等が見守りするなど、子供を普通小中学校に入れた場合に近い生活ができるように改善をお願いします。	児童生徒の安全確保を最優先として受け入れ体制を整える必要があること、また、職員の勤務体制(時間)もあり困難ですが、可能性について研究していきます。
44	14	特別支援学校	あり方検討	障がいの度合いによってどのような取り組みをするのか、学校任せにするのではなく、何ができるのかを学校、支援学校、保護者が集まって集中的に議論したほうが良いのではないだろうか。各校が実施した内容をフィードバックしていくのは良いことだが、何年もかかってしまう。・・・10年なんか直ぐ来てしまう。県養P連の集まりも、陳情だけでなく、副学籍のシステムをどのような活動にしていけることが子どものためになるのかを考え議論することがあっても良いかもしれない。	御意見をいただきました事項は、今後の検討の参考にさせていただきます。
45	14	特別支援学校	あり方検討	貧しい教育条件整備は、当然、子どもたちの教育内容にも制限があります。障がいがあっても全人的な発達が保障されるよう、必要とする教職員の確保並びに学校の新設を含め施設設備の拡充は喫緊の課題です。県教委として、これまでの経過や実態を正確に把握・検証し新しい特別支援学校を含めた教育全体の整備基本計画を作成していくことが求められています。また、計画作成にあたっては、保護者、障がいのある当事者、現場教職員、関係専門職などを中心とした委員会を組織し、一定の時間をかけ民主的な手続きを経て作成することが必要です。	御意見をいただきました事項は、今後の検討の参考にさせていただきます。
46	14	特別支援学校	あり方検討	県計画案では、「できる限り身近な場所で専門性の高い教育が受けられる」とされ、以前の同協議会においても、「小規模・地域分散型、センター的機能の充実」などが提起されてきました。当会でも、この方向性を望む声が多数あります。 ◇市レベルの人口のある地域に、センター的役割の果たせる特別支援学校を設置する。(分校で良いかどうかは地域により検討) ◇学校の機能として、幼児教育、小中義務教育、高等部、専攻科、寄宿舎などを置く ◇センター的機能として、乳幼児期からの療育・福祉等の相談・支援、社会参加や進路支援、社会教育(※生涯教育)ほかを考えられます。 ※地域の障がい者を含めた文化・スポーツ活動等の推進 地域の障がい福祉専門職、医療・療育ほかとの連携を図ることにより、限られた人材を有効に生かし、学校施設設備も有効に活用することができます。また、生涯に渡り、地域の障がい児者の支援の情報等も共有・活用することができます。 上記の理由により、早期支援の中に、知的障がい、肢体障がい等も加えてください。記述項目のない「高等部専攻科」を加えてください。	知的障がいや肢体不自由の早期支援や、高等部専攻科を本計画案に反映することは困難ですが、身近な地域で専門性が高い教育が受けられる仕組みや、地域との生涯にわたる連携については重要な視点と考えておりますので、引き続き特別支援学校のあり方検討をす中で参考とさせていただきます。

47	14	特別支援学校	あり方検討	引き続き、盲学校・ろう学校ともに県内2校体制を維持し、全県をカバーできる専門機関としての役割を強化する方向が重要と考えます。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
48	22	特別支援学校	あり方検討	小規模分散化された障害児学校に「幼稚部」を設置し、より身近な地域での幼児期の療育拠点となるよう整備していくことも求めています。	いただいた御意見を反映することは困難ですが、より身近な地域で専門性の高い教育が受けられる仕組みについて検討してまいります。
49	14	特別支援学校	あり方検討	分教室では教職員配置も施設設備も不十分です。子どもたちの豊かな学びを保障するためには、小規模でも「学校」として設置をする必要があります。少なくとも一定の学校機能を備えた「分校」として設置しなければ、「より身近な地域で専門性の高い教育を受けたい」という保護者の願いに応えられません。	これからの特別支援学校のあり方検討の中で、身近な地域で専門性の高い教育を受けられるための方策について検討します。また、分教室を含めた特別支援学校の施設整備の充実に向けて、引き続き努力してまいります。
50	14	特別支援学校	あり方検討	分教室では教職員配置も施設設備も不十分です。子どもたちの豊かな学びを保障するためには、小規模でも「学校」として設置をする必要があります。少なくとも一定の学校機能を備えた「分校」として設置しなければ、「より身近な地域で専門性の高い教育を受けたい」という保護者の願いに応えられません。	
51	14	特別支援学校	あり方検討	子どもたちに豊かな学びを保障するためには、分教室では教職員配置や施設設備の面で不十分です。「学校」としての設置を求めますが、少なくとも一定の学校機能を備えた「分校」を設置することが必要です。	
52	15	特別支援学校	あり方検討	寄宿舎がこれまで果たしてきた教育的役割を評価するとともに、寄宿舎教員の定数との乖離解消についても言及していただきたい。	
53	15	特別支援学校	あり方検討	・子どもたちの自立や社会参加の力を培うことなど、寄宿舎がこれまで果たしてきた教育的役割を評価するとともに、寄宿舎教員の定数乖離や待機児童生徒の解消に向けた検討も必要です。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-1-(1)これからの特別支援学校のあり方検討」に記載しておりますが、今後、事業実施の段階で参考にさせていただきます。
54	14	特別支援学校	あり方検討	寄宿舎に入舎する児童生徒は減少傾向とありますが、各学校で開きがあると考えます。我が学校は希望者が多く、抽選となります。出来るだけ希望者(自立を進めることを考えて)が入れるように整備を強く要望します。寄宿舎職員の育成も併せてお願いしたい。また、各特別支援学校の近隣に、県有施設の寮、空き施設があるのであれば有効利用ができないのか実情調査と検討をお願いします。	

55	15	特別支援学校	副次的な学籍の周知・啓発、推進について	送り出す特別支援学校、受け入れる各小中学校それぞれに対して、大きな理解と体制、子どもの体調等いろいろな支援が必要となると考えます。ただし、とりあえずやってみないと何が問題なのかということが明確にならない、分からないということだと思います。ぜひ、前向きに検討いただき、長野県内77市町村全部で受け入れ態勢をしていただけますよう、まずは教育委員会様からご指導をお願いします。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-1-(1)これからの特別支援学校のあり方検討」に記載しており、既に実施している市町村の取組を全県へ発信、啓発に努めてまいります。
56	15	特別支援学校	整備計画方針	県養P連での陳情で養護学校の不備・不便な面で陳情し予算をお願いしていく、教育委員の方も限られた予算をどのように配分するかを悩みながら進めていく。そのことはとても重要だと感じてはいる。しかし、さらに、将来を見据えた時に養護学校で、“こんな新しい技能を学ばすために必要な機材・設備をそろえていくために予算をとりましょう”“先生方は、必要な技術・知識を学んでください”という取り組みも必要ではないでしょうか。設備などへの予算、人への予算、将来への予算。次の技術・技能を考えて教育計画に落とししていく。そのために必要な設備・装置の予算枠を確保していくということも大切な取り組みになるのではないのでしょうか。ITソフトの開発とか、介護機器の調査・確認とかもあると思います。(高齢者福祉と重なる面)何を重点に取り組むのかなど、これからなのかもしれませんが、多くの取り組みには、予算が必要になってくるのは判っておられると思いますので、見えるようにしてほしいです。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-1-(2)県のファシリティマネジメント基本計画に基づく、特別支援学校の中長期修繕・改修計画の策定」に記載しておりますので、今後、事業実施の段階で参考にさせていただきます。
57	15	特別支援学校	整備計画方針	特別支援学校の整備については、子どもたちの教育的ニーズから、どのような施設・設備が必要かを検討するべきです。子どもたちの学びを抜きにした検討としないことを求めます。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-1-(2)県のファシリティマネジメント基本計画に基づく、特別支援学の中長期修繕・改修計画の策定」に記載しております。まずは、障がい種別のニーズや各校の児童生徒数の推移、地域の実情を踏まえ、これからの特別支援学校のあり方を検討した上で、特別支援学校の中長期修繕・改修計画を作成します。
58	15	特別支援学校	整備計画方針	「小中学校の児童生徒が増えた場合、どうするのか」普通に考えれば結論は明らかです。長期間にわたり、校庭をつぶしてプレハブ校舎でまかなったり、特別教室を教室に転用しそのまま放置してきたりしたことは、明らかに障害のある子どもたちへの差別と言わざるを得ません。憲法や国連で採択された人権(子どもの教育権を含む)にかかわる諸条約の理念から見ても、子ども達の教育条件整備の前提として、県のファシリティマネジメント基本計画を置くことは大きな誤りです。前段は削除し抜本的に書き換えてください。	
59	15	特別支援学校	整備計画方針	特別支援学校の整備については、子どもたちに豊かな教育を保障する観点から議論をし、そのためにどのような施設・設備が必要かを検討するべきです。施設管理の面から特別支援学校を整備するのでは、子どもたちの学びが置き去りにされてしまいます。	
60	15	特別支援学校	整備計画方針	長野養護学校本校も十分老朽化が著しいです。よろしくをお願いします。	

61	15	特別支援学校	専門性の向上	16ページには、「自立活動担当教員等の拡充を検討します」とある。昨年度、小中学部部分で標準定数の86.1%しか配置されていなかった状況は、全国最下位である。20人ずつ4年間の改善はなされたが、今後の乖離解消に向けて具体的な計画が示されるべき。「拡充を検討」ではなく、「早期に標準定数通りに配置するよう努力」することを明記すべき。	来年度からは「特別支援学校のあり方」について検討することとしており、乖離解消は重大な課題でありますので、具体的方策についても併せて検討し、できるだけ早期に対応できるよう、引き続き努力してまいります。
62	16	特別支援学校	専門性の向上	15ページの現状と課題にもあるように、特別支援学校の教職員数は標準法で定められた定数を大きく下回っています。自立活動担当教員だけでなく、定数を下回るすべての職種において早急に改善してください。	
63	15	特別支援学校	専門性の向上	児童生徒へのきめ細やかな指導・支援のためには教職員数増が必要不可欠です。定数乖離を解消することが早急に必要であり、さらに子どもたちに豊かな学習環境を保障するためには、県独自で学級定員の引き下げを行うこと、また国に対して教職員定数の改善を働きかけることが必要です。	
64	16	特別支援学校	専門性の向上	15ページの現状と課題にもあるように、特別支援学校の教職員数は標準法で定められた定数を大きく下回っています。自立活動担当教員だけでなく、定数を下回るすべての職種において早急に改善してください。	
65	16	特別支援学校	専門性の向上	①これから必要な技術、社会に受け入れられる技術・技能を研究していく活動。 ②先生方が、①に基づく、新しい技術・技能に積極的にチャレンジしていく ③予算配分を現状の課題以外にも将来への投資を予算化していく ④取り組み事例を展開するのも大事だが、議論を徹底的にやって、実行に移す。 ⑤企業とのマッチングを図る取り組みにより、受け入れ企業を増やし、学校の取り組み・実習内容などの変化につなげる ⑥卒業後も知的ベースを向上させる取り組みも考えてほしい。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
66	16	特別支援学校	外部人材の配置・活用	10年先を考えて、先生方も研究・変化していかないといけないのではないだろうか。外部の方を、臨時先生でお願いして技術・技能を習得させていくのも良いかもしれない。(やってるかもしれないが)	現在も、外部専門家を活用した支援を行っているところですが、更に多様な障がいの状態に適切に対応した支援や生活支援が充実するよう、外部人材の活用を更に検討してまいります。
67	16	特別支援学校	外部人材の配置・活用	知的障害のある子どもは、特に言語・コミュニケーション力に問題を抱える子どもが多いです。文字の読み書き以前に日本語の習得が必要なお子さんも多いですが、日本語教師のような専門職も含めてください。こうした専門家による研修を先生方に受けていただいて、自立活動を集団活動だけでなく個別学習の中でも実施してください。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-2-(2)外部人材(専門職や看護師等)の配置・活用」に記載しておりますが、個別の教育的ニーズに応じた支援の充実のために、引き続き取り組んでまいります。

68	16	特別支援学校	外部人材の配置・活用	児童生徒・保護者にとってより安全安心な医療的ケアが実施できるように、看護師は正規で配置していただきたい。非正規の待遇では安定して勤務できないため、継続して児童生徒に対応してもらうことが難しく、児童生徒・保護者にとって大変な不利益となっている。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-2-(3)外部人材(専門職や看護師等)の配置・活用」に記載しておりますが、正規の看護師配置について今後検討してまいります。医療的ケアを要する児童生徒の保護者付添い負担軽減については、重要な課題として受け止めておりますので、モデル研究については引き続き慎重に検討してまいります。
69	16	特別支援学校	外部人材の配置・活用	学校に配置される看護師は、病院勤務とは異なる専門性が求められます。正規職員として配置することで、支援会議や校務分掌等での連携や専門性の向上も期待でき、より豊かな教育保障が可能になると考えます。また、長野県では人工呼吸器を使用する児童生徒の登校には保護者の付き添いが必要とされてきましたが、この間、医療的ケア運営協議会での検討やモデル研究の実施により、医療機関が併設された特別支援学校で保護者の付き添いなしの登校も始まっています。今後、医療機関が併設されていない特別支援学校でのモデル研究も始まるかと思いますが、学校看護師の正規採用や常勤看護師の配置により、保護者が付き添わなくても安全・安心に学校生活が送れるよう取り組みを進めてほしいです。	
70	16	特別支援学校	外部人材の配置・活用	学校に配置される看護師は、病院勤務とは異なる専門性が求められます。正規職員として配置することで、登校支援や支援会議、校務分掌などでも連携でき、より豊かな教育保障が可能になると考えます。	
71	16	特別支援学校	外部人材の配置・活用	保護者が付き添いできない場合は、人工呼吸器使用の児童生徒は、登校できず教育を受けることができない状況にあり、憲法や障害者権利条約の精神から大きく逸脱する状況にあります。一部モデルケースとして看護師による呼吸器の扱いも進められていますが、学校へ来たたくとも保護者が付き添えない日は、家にいなければならない現状を一刻も早く改善すべきです。訪問教育対象児も含め、医療的ケアを要する子どもたちの教育保障については、あらゆる方法を駆使してでも徹底的に整備すべきです。現在の状態は「教育権侵害」の憲法違反の状態であるという認識をもち、訪問教育の際の訪問回数も原則的には毎日できるような教職員配置をすべきです。	
72	16	特別支援学校	外部人材の配置・活用	近年「愛着障害」「行為障害」「小児期統合失調症」など、二次・三次障害に発展し、障害の複雑化・困難さが増している状況も広がっています。背景に貧困や虐待・養育困難による実態もあるために、幼少期からの各関係機関の緊密な連携が求められます。障害が複雑化しないための支援をすすめるとともに、発症した場合の対応が、精神科の病院などに任せきりになってしまうケースもあるので、教育的アプローチのあり方についての検討し、福祉・医療との緊密な連携を構築すべきと考えます。	御意見の趣旨を踏まえ、外部人材の活用も含め、多様な教育的ニーズに対応する専門性の強化に努めるとともに、関係機関とのネットワークづくりを検討します。

73	17	特別支援学校	進路実現に向けて	障がい者が、企業で働けるように調整して一般就労に就ける、就けないという選択をしています。企業に対して障がい者雇用をどのように働きかけているかは知りませんが、願いますだけでは厳しい環境の中で必死に生き残ろうとしている会社には、負担を感じて、なかなか理解されないと思う。障がい者の働ける会社を広めるために法律で縛っても、増えていかないと思う。企業に出かけ、どんな仕事をしていて、障がい者の活躍できる場所は無いのかなど、マッチングを図る取り組みが必要ではないだろうか。市町村でも取り組まれているかもしれないが、さらに1歩踏み込んで開拓していく必要があると思う。このことは、共生社会の形成にもつながるところで、障がい者が社会に受け入れてもらうための変化に重視されていると思うが、世の中が、障がい者に近づいてくる取り組みも同時に展開していかねばならないと思う。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-3-(1)生徒が希望する進路を実現できる支援の充実」に記載しておりますが、引き続き関係機関と連携しながら、共生社会の実現に向けた理解啓発も含め取り組んでまいります。
74	17	特別支援学校	進路実現に向けて	一般企業就労率の低さからして、やはり対策が必要です。就労現場で求められているものから逆算して小学部から必要とされる習慣が身につくよう、個別支援計画を立てる段階でそういった就労へのビジョンを盛り込んでください。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-3-(2)地域と連携した、キャリア教育」に記載しておりますが、小中高一貫したキャリア教育を推進してまいります。
75	17	特別支援学校	進路実現に向けて	「全国平均と比べ就労率が低い」とあるが、長野県における人口の年齢構成や地域的配分の特徴、県内の産業構造等の条件における比較はなされたのだろうか。単純な比較による結論であるなら、慎重な再検討が必要である。	すべての生徒が希望する進路の実現のために、就労に向けた意欲やスキルを高め、社会的自立に向けた生徒や保護者の思いに寄り添い、全国の状況や動向について情報収集・分析を丁寧に取り組んでまいります。
76	17	特別支援学校	進路実現に向けて	一般企業へ就労を希望する生徒の進路実現のための支援は必要ですが、一般企業への就労率や就労希望率を上げるための進路支援とならないよう気をつけなければならないと考えます。教育の目的は「人格の完成」であることを踏まえ、一人ひとりの願いや発達を大切にされた教育をすすめるとともに、技能検定での級取得や一般企業への就労ばかりを目的とした教育とならないようにしてください。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
77	17	特別支援学校	進路実現に向けて	教育の目的は人格の完成であり、検定での級取得や一般企業への就労が目的の教育とならないことを求めます。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
78	18	特別支援学校	進路実現に向けて	「一般企業への就労を希望する生徒」への施策であるが、それに該当しない、また、希望がかなわない生徒への対応は今後どのようにするのか、記述すべきである。	御意見の趣旨を踏まえ、「Ⅲ-3-(1)生徒が希望する進路を実現できる支援の充実」の一つ目の○を「すべての生徒が希望する進路を実現できるよう支援を充実するとともに、卒業後も…」と修正しました。
79	18	特別支援学校	進路実現に向けて	企業側のプログラムによる特別支援学校技能検定については強い疑義があります。現在の高等部の教育課程においても、作業学習及び現場実習偏重の傾向が見られます。社会の中で人間らしく、自分らしく幸せに生活するために、就労は大切な分野ですが、ほかにも大切な分野がたくさんあります。生徒一人一人に応じた、より望ましい教育課程づくりも重要な課題です。技能検定の導入により、生徒たちの豊かな発達を阻害し、教職員の教育実践力を劣化させることがないよう再検討をしてください。	技能検定は生徒の就労意欲とスキルを高めるために、長野県教育委員会が創設するものです。生徒の社会的自立を支援するため、検定種目を拡大し、全特別支援学校に拡大していきたいと考えております。

80	18	特別支援学校	進路実現に向けて	就労コーディネーターを、各学校に最低1名は常設でお願いしたい。また、任期を最低3年としていただき、最後の1年は2名体制で、引継ぎを確実にできるように行動を共にすることに心がけていただきたい。先生の変わり目で大きく就労への進路が大きく変わってしまうためです。また、企業側にも就労コーディネーターの設置をお願いし、学校側とのパイプ役または就労後の良き相談役となっていただく人材を設ける施策をお願いできないでしょうか。	就労コーディネーターを拡大し、特別支援学校と企業や事業所を結ぶ役目として、特別支援学校の生徒が希望する進路を実現できるよう引き続き推進してまいります。
81	17	特別支援学校	進路実現に向けて	教育の目的は「人格の完成をめざす」ことにあり、就労率の向上のために教育内容を歪めるようなことなどあってはならないことです。そもそも「キャリア教育」について、卒後のゴールを定め、小中高と段階的にゴールを目指していく姿になっていますが、教育は人格の完成をめざし、可能性を最大限引き出すのが教育の果たすべき役割であるはずで、そうした観点から障害児こそ長い教育年限の保障をめざすべきと考え、全国的に少しずつですが増えつつある「高等部専攻科」の設置をすすめることが今こそ重要だと考えます。就労に偏重しがちな高等部の教育を豊かな青年期の教育を保障する本来の教育の姿に改めるべきです。	就学期間の延長あるいは専攻科課程の設置は困難ですが、すべての生徒が希望する進路を実現できるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援に努めてまいります。
82	18	特別支援学校	高等部における教育活動の充実	充実へ向けての検討課題として、就学期間の延長あるいは専攻科課程の設置を加えてはどうか。障害があるからこそ、より長い社会参加へ向けての橋渡し期間が必要ではないだろうか。学校の不足は新たな学校の設置で補うべきである。通常の小中高校ではそのようにしないのだろうか。特別支援学校なら設けずともよいとしたら、それは障害者差別に当たる。	
83	18	特別支援学校	高等部における教育活動の充実	どのようなものが世の中に必要で、そのためには養護学校で機材・設備を準備して生徒にその技術・技能を教える。多少不格好でも、個性があり芸術性がある一般客からも、味があつていいねと言われて購入してもらえる。世の中に必要な技術・技能をもっていれば、A型就労、一般就労につながっていくかもしれない。現在おこなわれている基本的な作業によって、仕事に対する適応力・忍耐力などを見ていくことでは理解するが、学んだことが社会に出て継続してできるようなことを経験させてあげたいと思う。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-3-(3)高等部における教育活動の充実」に記載しておりますが、多様な高等部生徒の教育的ニーズに応じた教育活動を充実するために、高等部における活動や学習集団、生活づくりのあり方について研究をし、地域と連携した教育活動の充実を図ります。施策を進める中で御意見の趣旨を生かしていきたいと考えております。
84	18	特別支援学校	高等部における教育活動の充実	養護学校で社会に出るための実習は、木工、手芸、野菜、陶芸などがほとんどだと感じている。これから10年後も同じことをしていくのか？・・・同じことをしていくのがいけないというわけではないが、100円ショップに行けば、安くて、それなりなのがたくさん売られている時代に、出来の悪いものが世の中に受け入れられるはずもないし、保護者が買っているだけではクローズした世界間での取り組みに過ぎない。	

85	18	特別支援学校	生涯にわたる学び	私の子供は高校生ですが就学前のレベルです。今の教育法では義務教育の年齢が決まっています。年齢ではなく個々の子供の知的レベルに合った教育を望んでいます。卒業してしまうと年齢適用外になってしまうのではなく、本人が望めば学べる環境整備をお願いしたい。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-3-4生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実」に記載しておりますが、在学中から卒業後も続けられるようなスポーツや文化活動等を取り入れるとともに、関係機関との情報交換やネットワークづくりを推進します。
86	19	特別支援学校	早期支援の充実	盲学校やろう学校だけではなく、知的障害の特別支援学校にも幼稚部を設置し、早期からの適切な支援を提供できる体制を整えるべきと考えます。今回の県推進計画の作成にあたって立ち上げられた「長野県特別支援教育連携協議会」には、盲学校・ろう学校の関係者が委員として入っていませんでした。これは、障害者権利条約の根本精神である「Nothing About Us Without Us(私たち抜きに私たちのことを決めないで)」が欠けた状態であると言わざるを得ません。学校規模は小さくとも、盲学校・ろう学校が果たす役割は大きく、高度な専門性(超早期から就労、中途障害者の教育の場として)を提供する教育の場であるとともに、地域の小中学校に在籍する視覚障害や聴覚障害の児生への支援についても大きな役割を担っています。また、コミュニティーとして役割も果たしています。引き続き、盲学校・ろう学校とともに県内2校体制を維持し、全県をカバーできる専門機関としての役割を強化する方向が重要と考えます。	早期支援の重要性については、Ⅳ 地域連携・就学相談の中で述べているとおりです。特に、乳幼児期の視覚障がい児・聴覚障がい児に対して適切な支援を提供するため、医療・福祉等と連携し、支援体制の充実と啓発に努めます。盲学校・ろう学校の県内2校体制の考え方については、今後のあり方検討の中で参考にさせていただきます。
87	19	特別支援学校	早期支援の充実	目が見えており、耳が聞こえていても、空間認知(文字の読み書き)や言語習得に困難がある子どもがいて、視覚障害・聴覚障害の専門性をもって幼少期から訓練することで伸びます。(米国では耳の聞こえている知的障害児も一般に手話のようなものでやりとりしながらことばを学んでいます。)こうした空間認知や言語習得に困難があると予想される幼児(知的障がい児など)が視覚障害・聴覚障害支援学校幼稚部という資源にアクセスできるようにしてください。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
88	19	特別支援学校	早期支援の充実	本人のみならず家族への心理的ケアをも担う場面もある相談員である。複数名がいないと多くのニーズに対応しきれない。『取組の方向性と施策』の記述として、多岐に渡る相談に対応可能な幅広い知識と経験を持つ多数の人員を育成・確保する体制を設け、定数化による複数配置を検討するといった内容を盛り込むべきである。※この点は「P. 21/2 就学相談・教育支援の機能強化支援/(1) 教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組」にも共通)	早期支援指導員の定数化による複数配置について計画に盛り込むことは困難ですが、重要な課題と考えておりますので引き続き検討してまいります。
89	20	地域連携・就学相談	ライフステージに応じた支援	タイトルの修正案「生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制」⇒「生涯にわたって障がい児・者、家族を支える切れ目ない支援体制」に	子どもを支えることは家庭を支えることにつながると考えており、御意見の趣旨を含むものと考えておりますので、本案のままとさせていただきます。



90	20	地域連携・就学相談	ライフステージに応じた支援	<p>【目指す姿】の修正案 2つ目の○に、追加修正(下線部) ○ 幼児教育から「個別の(教育)支援計画」や「個別の指導計画」が作成され、就学、進学、就労先へと必要とする支援情報が引き継がれ、切れ目なく適切な支援を受けることができる。</p>	御意見を踏まえ、「必要とする支援情報」に修正します。
91	20	地域連携・就学相談	ライフステージに応じた支援	<p>【現状と課題】の修正案 本来すべての子どもの発達を保障するためには、乳幼児健診については、①法定健診(1歳半、3歳)に加え、5歳児健診を加える(4歳半の発達の壁、発達障害含め、発見漏れをカバーできる)②小児精神、整形等の専門医や心理職などの参与を必須とする③未受診児の訪問を100%実施することが必要です。また、2017年度からの厚労省補助事業、「母親の産後うつ予防」と、「乳幼児全戸訪問事業」などの既存事業をリンクさせ、母子を丸ごと支援する体制を整備することが求められています。</p> <p>2つ目の項目で、保護者が「困ったときに相談」だけでは、問題の多くは解決できません、後手に回ったり、こじらせたりすることが分かっています。また、計画の全体として、「すべての子どもへの専門的な療育及び就学前教育」の必要性が欠落しています。</p> <p>3~4つ目の項目で、「発達障がい等」で始まっていますが、ことさら発達障がいを強調することには違和感があります。また、学齢期も同じですがとりわけ成人後については、本人の人権を尊重する形で、支援計画が作成され、必要な情報を見直しながらか引き継ぐことが重要です。保護者や本人が、障害者権利条約や国内法(差別解消法ほか)、障害者福祉サービス事業等を学び理解し、活用したり、保護者団体や障害別団体等に主体的に参加したりする視点が欠如しています。</p> <p>以上の観点から、文章の見直しをお願いします。</p>	御意見を踏まえ、「保護者が困ったときに相談」を「保護者がいつでもすぐに相談」に修正します。また、乳幼児期からの支援体制とその内容についての御意見等、いただいた御意見を参考にし、関係機関と連携を進める上で参考にさせていただきます。
92	20	地域連携・就学相談	ライフステージに応じた支援	<p>取り組みの方向性と施策(案) (1)(タイトルの修正)早期… ⇒ 「早期アセスメントの充実と発達の保障」に ○「障がい者プラン」「福祉保健計画」などの見直しと関連させ、市町村が実施する早期アセスメント(子ども本人の障がいや病気、家庭・保護者の生活・健康状況などの養育環境を含む)を充実させるとともに、すべての子どもに対し、同アセスメントを生かし、必要な療育や就学前教育を保障します。</p>	県教育委員会としては、市町村が実施する早期アセスメントとその後の療育支援との連携をさらに強化することが重要と考えておりますが、市町村等が実施主体として対応する課題であることから、計画に記載することは困難です。
93	20	地域連携・就学相談	ライフステージに応じた支援	<p>1(3) ○ それぞれの障がいや病気に応じ、必要な専門職がチームを結成して、相談や早期アセスメント、早期療育等に当たるモデル事業を行います。また、地域の同じ障がいや病気のある、保護者会や当事者会が、相談や早期アセスメントにかかわるシステムを構築します。</p>	

94	20	地域連携・就学相談	ライフステージに応じた支援	1(4) (追加) 支援の内容を決める時や情報を他機関等に引き継ぐ際には、原則として、障害者本人、乳幼児期から学齢期(成人前)においては保護者の参画と了解のもと、人権への配慮を行います。	御意見をいただきました事項は、広く周知させていただいているものと考えておりますので、本案のままとさせていただきますが、御意見の趣旨については、施策推進に生かしてまいります。
95	20	地域連携・就学相談	ライフステージに応じた支援	本来すべての子どもの発達を保障するためには、乳幼児健診については、①法定健診(1歳半、3歳)に加え、5歳児健診を加える②小児精神、整形等の専門医や心理職などの参与を必須とする③未受診児の訪問を100%実施するなどが必要と考えます。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
96	21	地域連携・就学相談	ライフステージに応じた支援	・「幼児教育の拠点となる『信州幼児教育支援センター(仮)』の設置に向けて、関係課と連携し特別支援教育に係る支援機能の充実を図ります」とあり、私たちが長年求めてきた早期療育体制の構築にむけて一歩踏み出す姿勢が見られ、この点について評価したいと思います。	御意見の趣旨は、「Ⅳ-1-(1)早期アセスメントを保育や教育に生かし、集団の中での育ちにつなげる取組」に記載していますが、施策を進める中で御意見の趣旨を生かしていきたいと考えております。
97	22	地域連携・就学相談	就学相談・教育支援	22ページの中程ですが、参照先で(資料Ⅰ-7、Ⅳ-2参照)とありますが、「Ⅰ-2」ではないでしょうか？ご確認ください。	御意見を踏まえ、資料Ⅰ-2も加えます。
98	22	地域連携・就学相談	就学相談・教育支援	階段の図ですが、私自身は通級担当者研修でこの図を示していただき、通級指導教室の一つの役割として理解できたつもりでしたが、別の機会にこの図を引用させていただき、通級の役割について説明したところ、「自情障に入れる前に、通級に入ればいってことか」と無責任な発言される先生がいました。極端なとらえ方をすると、2ページの図もそのように読んでしまう理解不足の教員がいるかもしれません。私自身は前任が病弱特別支援学校だったので、ある研究会で示していただいた文部科学省の「義務教育段階の多様な学びの場の連続性」の図が当時の自分の職場や在籍する児童生徒との関係からも分かりやすかった記憶があります。もし可能でしたら「矢印」などを省き再度関係を整理していただけると分かりやすいかと思います。	この図は、学びの場は固定したものではなく、柔軟に見直すことの重要性をお示しているものであり、本案のままとさせていただきますが、いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。適切に理解していただけるよう努めてまいります。
99	22	地域連携・就学相談	就学相談・教育支援	小学校へあがる際に障害のある子どもたちは支援判定を受ける必要がある。その判定の結果がどういう判定であろうが希望すれば地元の小学校に上がれる。では、判定を受ける意味はなんなのか？例えば養護学校の判定が出たお子さんが地元の小学校へ通うとなれば学校としても体制を整える必要がある。しかし、現状では教員の数を増やせる状態でもない。十分な知識を持った教員が対応できるわけでもない。支援員すら増やせる状態にない。普通学校支援級の判定が出ていないお子さんが地元の小学校へあがるのが決まった場合、市が責任を持って人員を増やすなり知識を持った人員を配置するなどの対応が必要ではないか？	御意見をいただいた事項は、今後の事業の実施段階で参考にさせていただきます。

100	22	地域連携・就学相談	就学相談・教育支援	<p>タイトルの修正「就学相談・教育支援の機能強化支援」 ⇒「教育のあり方の見直しと就学相談・教育支援機能の強化」に 私たちの認識としては、現在の教育は、子どもたちの全人格や才能及び精神的、身体的な能力を可能な限り最大限に発達させるための教育を保障するものにはなっていません。また、子どもたちの尊厳を守り、寛容な教育の姿勢も乏しくなっています。過度に競争的で非寛容な教育のあり方が、子どもたちの発達を阻害し、いじめや引きこもり・不登校など様々な教育課題を引き起こしています。また、貧困ほかによる、家庭での養育にかかわる困難さも重なり、愛着障害なども指摘されています。通常の中学校から特別支援学校高等部に入学してくる生徒の中に、発達を阻害されたことによる二次的障害などの指摘もあります。</p> <p>【目指す姿】 追加修正 ○「学力テスト」体制など過度に競争的で不寛容な教育のあり方を見直し、すべての子どもたちの全人格や才能及び精神的、身体的な能力を可能な限り最大限に発達させるための教育の実現に向け、教育条件整備や教育内容の改善が始まっている。（以下は県計画案通りで）</p>	現状と課題については、上位計画である「第3次長野県教育振興基本計画」を踏まえ、特別支援教育連携協議会等で検討を重ねて整理したものですので、修正案の反映は困難であります。
101	22	地域連携・就学相談	就学相談・教育支援	<p>【現状と課題】修正案 ○ 教育の目的が人格の完成を目指すものであり、子どもたちの才能及び精神的、身体的な能力を可能な限り最大限に発達させるための条件整備をする責務が社会全体にあることを再認識し、通常教育においては、過度に競争的で、不寛容な現状を改善する必要がある。また、国家主義的な教育施策の強まりも懸念される。特別支援教育においては、適応主義的及びキャリア教育偏重の傾向が強まっている。</p>	
102	22	地域連携・就学相談	就学相談・教育支援	<p>○(案三つ目)特別支援学級は法制度通りの設置がなされておらず、子どもたちの受教育権が侵害されている現状がある。児童生徒個々のニーズに応じ、障がい別に一名でも学級を設置し、必要な教職員数を配置することが緊急な課題となっている。また、特別支援学校判定の児童生徒が入級を希望した場合、相応しい教育条件整備を進める必要がある。</p>	
103	22	地域連携・就学相談	就学相談・教育支援	<p>○ 入級後の児童生徒の発達に応じた学びの場の見直しや進学先の選定などについては、校内教育支援員会を充実させ、本人・保護者の十分な理解と合意のもと進める必要がある。</p>	御意見の趣旨は、「Ⅳ-2-(2)学びのフォローアップ(柔軟な学びの場の見直し)の促進に記載しております。
104	22	地域連携・就学相談	就学相談・教育支援	<p>取り組みの方向性と施策(案) (1) ○ 特別支援学級を法制度に従い、児童生徒個々のニーズに応じ、障がい別に一名でも学級を設置し、必要な教職員数を配置します。また、特別支援学校判定の児童生徒が入級を希望した場合、ニーズに応じた、学級定員の見直しや教職員配置を進めます。(最初に追加)</p>	特別支援学級の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上、8名以下を原則としています。各学校の状況によって弾力的に運用しているところです。学級定員(8名)の引き下げについては国の定数改善が必要であり、現状では引き下げは困難であります。国には教員の定数改善に関わり、特別支援教育の充実について要望しているところですが、引き続き教育環境の施設整備について努力してまいります。

105	22	地域連携・就学相談	就学相談・教育支援	(2) (一つ目の○、追加修正・下線部) 校内教育支援委員会で児童生徒の個々のニーズや発達に応じた柔軟な学びの場の整備及び見直し… 学びの場の整備及び見直し… (二つの○も二行目に同じ字句修正) 学びの場の整備及び見直し…	御意見の趣旨を踏まえ、「個々のニーズや発達に応じた」と修正します。
106	22	地域連携・就学相談	就学相談・教育支援	望ましい(適切な)就学先の決定に際して、早期からの、医療・福祉(相談支援センター等)、保育(幼保)等による本人・保護者へのトータルな支援態勢が必要です。保護者との合意形成を進めていく際に、トータルな教育的支援プロセスの枠組みに乗っているケースは、教育的ニーズに合致した合意形成がスムーズにすすむケースが多く、「就学支援」とは、その意味では「トータルな教育的支援のプロセス」そのものであるとの認識が必要です。子どもの「障害受容」、「特性理解」を支援する伴走者の役割を多職種専門家がそれぞれの専門性を発揮して担っていくことで、本人・保護者を支える態勢づくりがすすみ、保護者の適切な意思決定につながっていくと考えます。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
107	23	地域連携・就学相談	理解啓発	IVの3 タイトルの修正「共生社会の実現に向けた理解啓発の促進」 ⇒「共生社会の実現に向け理解啓発や環境整備等の促進」に	御意見をいただきました目指す姿、現状認識、取組の方向性と施策(案)は、いずれも関係者の幅広い検討・合意が必要とされる事項であり、本計画への反映は困難です。なお、取組の方向性と施策(案)(2)二つ目の○については、実施段階で参考にさせていただきます。
108	23	地域連携・就学相談	理解啓発	【目指す姿】 私たちの認識では、国が示す、障害者(福祉)施策は、国連・障害者権利条約を批准し、その理念を掲げながら、一方で「日本型福祉」論により、障害者・家族の人権を狭くとらえ、過度に「家族依存」、自己責任の状況が放置され、「自立・自助」が困難な場合は、皆で支え合う「共助・互助」が強調され、公的な責任が後景に追いやられる傾向が強まり、結果として、憲法や障害者権利条約の理念及び諸規定から乖離しています。「共に生きる社会」の理解を明らかにするために、以下の文言を追加してください。 ○ 憲法及び国連の人権にかかわる諸条約の理念及び規定を基礎に、(以下、同文)	
109	23	地域連携・就学相談	理解啓発	【現状と課題】 子どもたちの教育課程の現状からも、全人的な発達を保障する内容と程遠く、社会に出てから、人間らしい豊かな生活を過ごせる社会環境にはありません。また、特別支援学校も通常の小・中・高等学校等においても、障がい者の活用を想定した施設・設備になっていません。理解啓発の促進や交流だけでは抜本的な解決となりません。	

110	23	地域連携・就学相談	理解啓発	<p>取り組みの方向性と施策(案)</p> <p>(1) 最後の○に追加・修正</p> <p>○ 特別支援学校の校庭及び体育館などの体育施設を整備し、</p> <p>(2) 次のように追加・修正し、○にも同様に追加・修正してください。</p> <p>(2) <u>生涯に……つくる学習活動の充実と教育環境整備</u></p> <p>○ 特別支援学校の特別教室等の整備を行い、…地域の文化・芸能活動やスポーツ・レクリエーションなど生涯学習の…</p> <p>○ 特別支援学校での文化・芸能活動やスポーツ・レクリエーションなど生涯学習に、卒業生や地域の障がい者及び地域の高齢者や子どもを含め地域住民が参加できる事業を進めます。</p>	
111	23	地域連携・就学相談	理解啓発	<p>(3) 教育施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進（新設）</p> <p>○ 特別支援学校に限らず、小・中・高等学校、県立大学等のユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進し、すべての県民が利用できるようにします。</p> <p>○ 県立大学に障がい者が学ぶことができる教育条件を整備します。</p> <p>○ 特別支援学校を災害時の福祉避難所として整備するとともに、すべての教育施設を災害時の避難所として活用できるよう整備します。</p>	
112	23	地域連携・就学相談	理解啓発	<p>教職員の研修だけでなく障がいを持つ親も希望があれば研修に参加できるとありがたいし、親が専門的知識を持つことで自分の子に対する考え方の変化。特に、就学前は障がいへ親が向き合うことが困難です。また、研修を受けることにより学校に対して援助できることがあるはず。共に援助できる体制を望みます。支援が必要なのは子供だけではなく親そして家族です。よろしくお願いします。</p>	<p>御意見の趣旨は、「IV-3-(1)地域とのつながりの中で互いを知り、「共に育つ」機械の促進」、「IV-2-(2)乳幼児期の特別支援教育等に関する相談・情報提供」に記載しておりますが、施策を推進する中で参考にまいります。</p>
113	24	地域連携・就学相談	生涯にわたる学びや社会とのつながり..	<p>内容を少し変更..特別支援学校での学習活動を卒業後も続けられるように地域のスポーツや文化活動、生涯学習等の関係機関との間で情報交換やネットワークづくりを行い、基礎力UP(知的ベース力UP)、を図りながらスポーツや文化に親しむ学習活動を推進します。</p>	<p>生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくるスポーツや文化等に親しむ中で、基礎力も含め様々な力が培われるものと考えております。本計画案への反映は困難ですが、知事部局や関係機関と連携しながら、スポーツや文化等に親しむ学習活動を推進してまいります。</p>
114	—	—	—	<p>○II-1-(1)に“すべての教員…支援力の向上“とあるが、高校だけでなく、義務教育においても、普通校の教員の理解はとても遅れていると感じる。免許更新講習ではもちろん、特別支援学校への体験実習を複数回行い、理屈でなく、実感として学んでほしい。教員の感覚が変わらないと、その教員と関わる児童・生徒たちの感覚も変わっていくはずがなく、つまりそれが、社会全体の感覚をつくっていくため、大変重要な点。また、逆に特別支援学校について普通校の先生方が感じる違和感があれば、それをお聞きし、特別支援学校も勉強させていただくとよい。</p>	<p>御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。</p>
115	—	—	—	<p>昨年度より差別解消法が施行され、障害者に合理的配慮が求められるようになっていたので、困っている人を支援することは特別なことではなく、当たり前のことになったと理解している。つまり、“特別支援教育”の“特別”という言葉に、障害の有無によりはっきり分けたという意味が入ってしまうと感じてしまいます。まず、名称から“支援教育”ではいかがでしょうか？上記に併せて、現在、長野県では“養護学校”という名称が使われていますが、“支援学校”にすべきではないか。</p>	<p>本県では、「特別支援教育」や「養護学校」という言葉は広く定着しており、本案のままさせていただきます。</p>

116	—	—	<p>「合理的配慮」とは障害者基本法に用いられた文言である。しかし、「配慮」の用語には「無いものを特別に用意する」というニュアンスが感じられ、そこには優生思想に基づく障害者の支配や管理の意識が潜んでいる。「特別支援教育」の用語も「教育的に特別なニーズを有する者へ通常に提供される支援」という本来あるべきニュアンスが伝わっていないのではないかと。本計画案でも共生社会の実現に向けた理解啓発の促進を各所で唱うものの、障害者の生活に関する社会的意識の刷新がなくては企画倒れになりかねない。「障害者が社会に暮らすのは自然なこと」を、この計画を進める根本的な理念として、もっと明確に述べていただけないだろうか。</p>	<p>本計画は、すべての子どもが共に学び、共に育つことができる教育の視点から策定したものであり、ご指摘の点は御意見として承りました。</p>
117	—	—	<p>小中学校に通った、通う予定だった子供たちが、障がいのある子ども達と同世代の友として将来にわたって関わり合いを育むことが期待されるけれども、普通の子供と障がいのある子どもでは小中学生時代は細くてもつながりを作っていたとしても卒業後は就業施設などで働くことで接点はほとんど無くなっていくと感じている。障がい者と健常者とのつながりを作っていくためには互いに尊敬できる存在であることを認知できることが必要であると思います。例えば、金沢翔子さんは“書”によって優れた芸術面で尊敬されることができる。例えばに挙げて良いか判らないが、草間さんのように、こだわり続けた芸術で世界的な芸術家になっている。スポーツにおいても活躍できるひともしいるかもしれない。すべての障がい者がそうなれる訳ではないが、1万人に1人でも尊敬される存在がいることにより障がいがあっても社会の潤滑油になって必要な存在であると感じてもらえる社会になってほしい。</p> <p>社会が歯車としてかみ合いながら回っているとすれば、障がい者は、歯車をより良く回すための潤滑油になってほしいと感じている。障がい者はどちらかという歯車の回転を妨げるさびのように思われがちだが、そうさせてきたのは今までの社会であって、障がい者には責任はない。なりたくてなっている障がい者は無い。</p>	<p>御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。</p>
118	—	意見募集方法について	<p>・「本ホームページのほか、行政情報センター(県庁西庁舎1階)、各地域振興局の行政情報コーナー、各教育事務所、長野県教育委員会事務局特別支援教育課でご覧いただけます」となっていますが、このことについては、当事者・家族、障害児教育に携わる方々にとって、今後5年間の長野県の特別支援教育の方向性に関わることであるにも関わらず、残念ながら周知が不足しています。事前のアナウンス不足に加え、意見の募集方法についても、本計画に記載されている「共生社会の実現に向けた理解啓発の促進」の理念とも矛盾するのではないのでしょうか。賛否はあると思いますが、障害者権利条約の基本理念である「当事者参加の原則」を計画策定の段階から貫くべきではないのでしょうか。様々な障害のある方が主体的に計画づくりに参加できるよう、アクセシビリティの徹底を図るようすることと、パブリックコメントの期間が短いので、再度行い、各圏域ごとに積極的に意見を聞く会などを設けるべきではないのでしょうか。</p>	<p>御意見いただきました事項は、今後の参考にしたいと考えています。</p>